

(参考様式)

共同研究契約書

兵庫県立農林水産技術総合センター(以下「甲」という。)と
条項によって共同研究の契約を締結する。

(以下「乙」という。)とは、次の

(共同研究)

第1条 甲及び乙は、次の研究を共同で実施する。

- 1 研究課題
- 2 研究目的
- 3 研究内容

(実施場所)

第2条 本共同研究の実施場所は、次のとおりとする。

- 1
- 2

(実施期間)

第3条 本共同研究の実施期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。ただし、この期間は甲、乙協議のうえ延長することができる。

(管理)

第4条 本共同研究の管理は、甲が総括する。

(研究の分担)

第5条 甲は、次の研究を分担する。

- 一
 - 二
- 2 乙は、次の研究を分担する。
- 一
 - 二

(研究員)

第6条 甲及び乙は、それぞれ次の研究員(以下「参加研究員」という。)を本共同研究に参加させる。

- 一 甲の参加研究員
 - 二 乙の参加研究員
- 2 甲又は乙は自己の参加研究員に変更があった場合は、乙又は甲に文書により通知するものとする。

(費用の分担)

第7条 研究に係る費用は、原則として、研究分担に従い甲、乙それぞれの責任において各自負担するものとし甲及び乙は共に請求しないものとする。

〈乙に共同研究に係る費用の分担を求める場合〉

第7条 乙は、本研究に係る費用の分担金として 円を甲の指示する方法により、甲に支払うものとする。

2 前項の共同研究分担金は、費用に増額を生じ、増額に関し、甲乙協議の上、合意した場合は、甲は乙に増額を分担させることができる。この場合、乙は、増額分を甲の指示する方法により、甲に支払うものとする。

3 前2項以外の研究に要する費用は、研究分担に従い甲、乙それぞれの責任において各自が負担するものとし甲及び乙は共に請求しないものとする。

(機密保持)

第8条 甲及び乙は、本契約期間中及び本契約終了後3年間は、相手方から知り得た一切の技術情報を機密扱いとし、相手方の承諾なしに第三者に漏洩してはならない。ただし次のものについてはこの限りではない。

- (1) 相手方から開示を受けたとき、すでに公知であったもの
 - (2) 相手方から開示を受けた後、自らの責任によらずして公知となったもの
 - (3) 相手方から開示を受けたとき、すでに自己の所有にあり、その旨を立証できるもの
 - (4) 相手方から開示を受けたとき、すでに自己が第三者から入手していたもので、その旨を立証できるもの
- 2 前項の承諾は文書をもって行うものとする。

(特許出願)

第9条 甲及び乙は、甲及び乙に属する参加研究員が本共同研究の結果共同して発明を行い、当該発明に係る特許出願を行おうとするときは、権利の持分に応じて共同して行うものとする。

2 前項の特許権等を受ける権利の持分は、双方の貢献度を踏まえて決定する。

3 甲又は乙は、それぞれ、甲又は乙に属する参加研究員が本共同研究の結果、独自に発明を行った場合、当該発明に係る特許出願を行うことができる。ただし、当該発明を独自に行ったことについて、事前にそれぞれ乙又は甲の同意を得るものとする。

(共同出願契約)

第10条 甲及び乙は、本共同研究の結果得た技術上の成果(以下「研究成果」という。)に関する発明を、特許権取得のために出願しようとするときは、次の事項に関し、共同出願契約を締結するものとする。

- (1) 発明の名称
- (2) 権利の持分
- (3) 特許の出願から設定登録、その後の維持保全に係るすべての手続き及びこれらに係る費用負担
- (4) 乙による優先実施と不実施補償又は第三者への実施許諾
- (5) その他、共同出願をするために必要な事項

(技術知識書)

第11条 甲又は乙は、乙又は甲が必要と認めて特に指定したときは、共同研究の結果得た技術上の知識を、出来得る限り精密な文書としてそれぞれ乙又は甲に提出しなければならない。

(研究成果の公表等)

第12条 甲又は乙は、本共同研究の実施期間中において、研究成果を乙又は甲以外の者に知らせようとするときは、それぞれ乙又は甲の同意を文書で得るものとする。

第13条 甲は、研究成果を公表することができる。ただし、第10条に定める共同出願契約を締結している又は締結しようとしているときで、乙が業務上の支障があるため甲に対し研究成果を公表しないよう文書で申入れたときは、共有特許権等に係る研究成果に限り、研究成果の全部又は一部を公表しないことができるものとする。

(研究の中止)

第14条 甲又は乙は、天災、その他やむを得ない事由のため共同研究の継続が困難となったときは、甲は乙に、乙は甲に対し、文書による通知をもってそれぞれ本研究の中止を申し入れることができる。

2 前項の申し入れがあった場合、甲及び乙は、本研究の中止に関する協議を行い、その結果、当該事由がやむを得ないものと認められる場合は本研究を中止するものとする。

(契約の解約) (ただし第7条で乙に共同研究に係る費用の分担を求める場合は(契約の解約及び解除)とする。)

第15条 甲又は乙は、次の各号の一に該当するときは、甲は乙に、乙は甲に対し、文書による通知をもってそれぞれ本契約の解約又は解除を申し入れることができる。この場合本契約の終了日は解約又は解除の申入れが乙又は甲に到達した日とする。

- 一 甲又は乙が第1条に規定する共同研究を実施しないとき。

- 二 甲又は乙が第8条に規定する機密保持を怠ったとき。
 - 三 甲又は乙が本契約の実施について、虚偽の報告その他不法の行為をしたとき。
- 2 甲又は乙は、前項に定めるもののほか、乙又は甲が第11条、第12条及び第13条による義務及び報告を履行しない場合において、15日以上期間を定め当該義務及び報告の履行に関する催告をし、当該期間内に履行がなされないときは、文書による通知をもって本契約の解約を申入れることができる。この場合において本契約の終了日は、解約の申入れが乙又は甲に到達した日とする。
- 3 (第7条で乙に共同研究に係る費用の分担を求める場合)甲は、乙が第7条第1項又は第2項に定める共同研究に係る分担金を支払わないときは、文書による通知をもって、本契約を解除するものとする。

(損害賠償)

第16条 甲又は乙は、前条の規定に該当する場合において、乙又は甲に故意又は過失があると認められるときは、損害賠償を請求することができる。

(準用)

第17条 第9条及び第10条の規定は、実用新案を受ける権利、意匠登録を受ける権利、品種の登録を受ける権利、プログラム等の著作権並びに回路配置利用の登録を受ける権利について準用する。

(協議)

第18条 本契約に定めのない事項又は本契約の解釈並びに運用について疑義が生じたときは、甲乙誠意を持って協議して定めるものとする。

(契約の有効期間)

第19条 本契約の有効期間は、本契約の締結日から、本契約の終了日までとする。ただし、本契約書中で期間の定めのあるものはそれに従う。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、甲、乙それぞれ1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 兵庫県立農林水産技術総合センター
所長

乙